

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月11日
【四半期会計期間】	第14期第1四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日）
【会社名】	株式会社デジタルメディアプロフェッショナル
【英訳名】	Digital Media Professionals Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 山本 達夫
【本店の所在の場所】	東京都中野区中野四丁目10番2号
【電話番号】	03 - 6454 - 0450（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長兼CFO 古川 聖
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区中野四丁目10番2号
【電話番号】	03 - 6454 - 0450（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長兼CFO 古川 聖
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期累計期間	第14期 第1四半期累計期間	第13期
会計期間	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成27年4月1日 至平成27年6月30日	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
売上高 (千円)	107,411	60,669	464,114
経常損失 (千円)	98,446	113,070	265,558
四半期(当期)純損失 (千円)	98,530	113,188	311,688
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	881,195	939,885	939,885
発行済株式総数 (株)	2,610,100	2,693,900	2,693,900
純資産額 (千円)	2,136,323	1,946,707	2,054,433
総資産額 (千円)	2,213,917	2,003,197	2,126,646
1株当たり四半期(当期)純損失金額 (円)	42.15	42.02	120.62
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	96.5	97.0	96.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第13期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、希薄化効果を有している潜在株式は存在しないため記載しておりません。また、第13期および第14期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期累計期間における世界経済は、新興国における景気減速が鮮明化するとともに、欧州においては、南欧の債務問題が再燃するなど、不安定な展開となりました。一方、米国においては個人消費や雇用環境が比較的安定して推移しており、地域ごとの景気に強弱が見られ、総じて緩慢な状況で推移しました。日本経済においては、円安・株高基調が定着し、企業収益の改善が進み雇用・所得環境の好調が継続しており、景気の回復基調が続ききました。

当社の属する半導体業界では、主に海外のメーカーにおいてスマートフォン向け製品など一部に弱い動きが見られるものの、IoT（モノのインターネット化）関連や車載機器向けの半導体が好調を維持しております。一方で国内半導体メーカーの不振は長期的趨勢として定着しており、依然として厳しい環境が続いております。当社の事業領域であるビジュアル・コンピューティング関連分野においては、引き続き自動車、産業機器、民生機器分野におけるユーザーインターフェイスにGPUを用いる流れが定着し、画像処理や画像認識アプリケーションへの応用が進むなど、この分野への強い関心が継続しております。

このような環境下において当社は、前事業年度より開始した中期経営計画において「ビジュアル・コンピューティング分野のワンストップ・ソリューションプロバイダーになる」を方針として掲げ、IPコアライセンス、SoC/モジュール、プロフェッショナルサービスの「3つの柱」において、成長への基盤構築に注力してまいりました。当第1四半期累計期間においては、IPコアライセンス事業において新規受注獲得を図るための営業施策を展開するとともに、既存顧客の製品出荷が開始されたことによる新たなランニングロイヤリティ収入を計上することができました。また、SoC/モジュールビジネスを本格的に立ち上げるための準備段階として、次世代LSIの試作品を潜在顧客へ提供し、性能の検証段階に入るとともに、製品拡販のための商流確立に注力してまいりました。さらに、プロフェッショナルサービス分野については、前事業年度に続いて、セキュリティ、医療機器等の顧客から受注した案件を進めてまいりました。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は、既存顧客からのランニングロイヤリティ収入等の計上により60百万円（前年同期比43.5%減）となりました。利益面では、引き続き次世代LSI開発費の発生により、営業損失118百万円（前年同期営業損失75百万円）となり、経常損失113百万円（前年同期経常損失98百万円）、四半期純損失113百万円（前年同期四半期純損失98百万円）となりました。

当社は、単一セグメントであります。事業の傾向を示すため、事業別の業績を以下に示します。

IPコアライセンス事業

当第1四半期累計期間においては、新規のライセンス売上はありませんでしたが、既存顧客からのランニングロイヤリティ収入等を計上し、売上高は60百万円となりました。

その他の事業

その他の事業の売上計上はありませんでした。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3)研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、79百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,000,000
計	7,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,693,900	2,693,900	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株となっております。
計	2,693,900	2,693,900	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成27年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年5月8日
新株予約権の数(個)	2,000(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,540(注3)
新株予約権の行使期間	自平成28年7月1日 至平成34年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,559 資本組入額 1,279
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行

使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、以下の（a）乃至（c）に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

（a）平成28年3月期において、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合においては連結損益計算書、以下同じ）における売上高が1,100百万円を超過し、かつ経常利益が10百万円以上である場合 行使可能割合：10%

（b）平成28年3月期乃至平成31年3月期のうち、いずれかの期において損益計算書における売上高が2,000百万円を超過し、かつ当該超過した期において経常利益が400百万円以上である場合 行使可能割合：50%

（c）平成28年3月期乃至平成31年3月期のうち、いずれかの期において損益計算書における売上高が3,500百万円を超過し、かつ当該超過した期において経常利益が800百万円以上である場合行使可能割合：100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

上記にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合には、その死亡時において当該新株予約権者が行使し得た本新株予約権の数を上限として、その死亡の日から6か月以内（ただし、行使期間の末日までとする。）に限り相続人による本新株予約権の行使を認める。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数または当社普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日	-	2,693,900	-	939,885	-	959,096

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,692,400	26,924	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。また 1単元の株式数は100株 であります。
単元未満株式	普通株式 1,500	-	-
発行済株式総数	2,693,900	-	-
総株主の議決権	-	26,924	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式76株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 上記の他に単元未満株式として自己株式を76株所有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.4%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.2%
利益剰余金基準	5.2%

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,030,516	890,731
受取手形及び売掛金	82,952	81,842
電子記録債権	2,349	7,560
有価証券	832,234	835,167
たな卸資産	673	5,748
未収還付法人税等	3,052	5,278
その他	60,995	57,762
流動資産合計	2,012,774	1,884,091
固定資産		
有形固定資産	57,364	63,071
無形固定資産	5,569	5,923
投資その他の資産	50,937	50,111
固定資産合計	113,872	119,106
資産合計	2,126,646	2,003,197
負債の部		
流動負債		
その他	52,909	37,248
流動負債合計	52,909	37,248
固定負債		
繰延税金負債	3,608	3,488
資産除去債務	15,695	15,753
固定負債合計	19,303	19,241
負債合計	72,213	56,490
純資産の部		
株主資本		
資本金	939,885	939,885
資本剰余金	959,096	959,096
利益剰余金	144,159	30,971
自己株式	69	69
株主資本合計	2,043,071	1,929,883
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	11,362	13,023
評価・換算差額等合計	11,362	13,023
新株予約権	-	3,800
純資産合計	2,054,433	1,946,707
負債純資産合計	2,126,646	2,003,197

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
売上高	107,411	60,669
売上原価	1,695	8,926
売上総利益	105,716	51,743
販売費及び一般管理費	181,019	170,503
営業損失()	75,302	118,760
営業外収益		
受取利息	384	996
為替差益	-	4,693
その他	107	-
営業外収益合計	491	5,689
営業外費用		
為替差損	1,552	-
株式交付費	22,082	-
営業外費用合計	23,635	-
経常損失()	98,446	113,070
税引前四半期純損失()	98,446	113,070
法人税、住民税及び事業税	237	237
法人税等調整額	152	119
法人税等合計	84	117
四半期純損失()	98,530	113,188

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)
該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)
該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
減価償却費	4,569千円	4,888千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、株式会社UKCホールディングス(以下「UKC」という。)と当社の業務資本提携に関する契約書の締結、並びに当社の自己株式および新株式をUKCに対して第三者割当により処分および発行することについて決議し、平成26年6月2日に払込みを受けました。この結果、当第1四半期累計期間において資本金、資本準備金がそれぞれ58,600千円増加し、自己株式が181,770千円減少したことにより、当第1四半期会計期間末において資本金が881,195千円、資本準備金が900,406千円、自己株式が69千円となっております。

当第1四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、IPコア等の開発・製造・販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	42円15銭	42円02銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	98,530	113,188
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	98,530	113,188
普通株式の期中平均株式数(株)	2,337,497	2,693,824
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、希薄化効果を有している潜在株式は存在しないため記載しておりません。また、当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月11日

株式会社 デジタルメディアプロフェッショナル

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 永澤 宏一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥田 穰司
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第14期事業年度の第1四半期会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。